

事業計画の変更・取止め承認申請書について

事業計画に変更が生じた場合、又はやむを得ず辞退される場合は、同封の「事業計画の変更・取止め承認申請書」に必要事項を記載の上、応援金事務局へ提出してください。

記載方法や手順については、以下の通りです。（※変更や辞退が生じない場合は対応不要です。）

① 【変更】が生じる場合

同封の「事業計画の変更・取止め承認申請書」の「□：事業計画の変更」に☑を入れ、変更の内容、変更の理由を記載の上、**必ず変更前に**事務局にメールまたはFAX・郵送にて提出してください。

【変更例】

- ・元々購入予定の商品が品切れのため、代替となる商品へ変更。（※この場合、元々の商品と同等の機能を有すること等の説明や根拠が必要です）
- ・当初の見積りよりも価格が安くなった（または高くなった）ため、対象経費が変更になる など

※「承認申請書」受領後、変更に関する審査を行います。審査にて承認された場合のみ、変更可となります。

※すべての変更が承認されるわけではありません。

※事業計画における「取り組む内容」が変わる場合は、変更不可です。

なお、応援金事務局へ事前に連絡がない変更は、採択が取り消しとなる場合があります。

また、下記内容の変更は「事業計画の変更・取止め承認申請書」の提出は不要です。

- ・経費の増減が1割以下の場合
- ・購入する品物のメーカーが変更になる場合 など

※詳しくは応援金事務局までお問合せください。

② 【辞退】される場合

同封の「事業計画の変更・取止め承認申請書」の「□：取止め」に☑を入れ、取止めの内容とその理由を記載して速やかに当事務局までご提出ください、改めて事務局よりご案内いたします。

ご不明な点は、応援金事務局までお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ>

広島市物価高騰対応チャレンジ応援金事務局

〒730-0031 広島市中区紙屋町 2-2-2 紙屋町ビル 6F

TEL : 082-242-5161

e-mail : b_challenge-hiroshima@bsec.jp